



佐賀県公報

平成21年
3月13日
(金曜日)
第 13134号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (八〇・こども課) 一
- 土地収用法に基づく事業の認定 (八一・土地対策課) 二
- 道路の供用開始 (八二・道路課) 三
- 〃 (八三・〃) 三
- 佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収事務の委託 (八四・市町村課) 三
- 公安委員会事項 (公告) 四
- 平成二十一年度警備員検定の実施の変更 (公告) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第八十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成二十一年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 223	COMIC 華漫 4月号	(株)ワニマガジン社	03777 - 4	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	20 - 224	コミックまあるまん 4月号	(株)ぶんか社	13701 - 4	
〃	20 - 225	本当にあったみだらな話 4月号	(株)一水社	18117 - 4	
〃	20 - 226	人妻本当にあった浮気話 4月号	ミリオン出版(株)	18123 - 4	
〃	20 - 227	ペンギンセレブ 4月号	富士美出版(株)	13787 - 4	
〃	20 - 228	グラギャル DEEP【ディープ】 4月号	若生出版(株)	03327 - 04	
〃	20 - 229	BOMBER SUPERLADY vol. 15 [月刊]メルフレボンバー 2009年4月号増刊	KKベストセラーズ	08514 - 04 L - 2009. 4 / 16	
〃	20 - 230	スーパー写真塾 4月号	(株)コアマガジン	15431 - 04	
〃	20 - 231	DVD DOKAN 4月号	曙出版(株)	06481 - 04	

◎佐賀県告示第八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称 みやき町

二 事業の種類 みやき町文化財研究資料室整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀県三養基郡みやき町大字市武字一本松地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

みやき町文化財研究資料室整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十一条に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三条の規定等に基づき、文化財の保存・活用を、みやき町が実施する事業である。また、同町が一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、同町内出土の埋蔵文化財等を調査研究し、そこから得られた資料・情報等の成果について教育普及・展示活動等を行う一元化された施設を建設しようとするものであり、歴史研究や教育の充実及び文化観光の振興に大きく貢献することが見込まれる。

また、同町においては、平成十七年三月の三町合併を契機に、みやき町総合計画において、歴史・伝統文化の保存・活用を重点施策として掲げており、出土遺物に限らず、西島城跡や綾部神社等の周辺の歴史文化施設との連携強化により、文化財の活用推進や住民の郷土に対する意識（郷土愛）を育む啓蒙活動の普及等にも資する、高度の蓋然性が認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価の対象事業とはされていなく、本件施設の性格上、悪臭・騒音等生じる施設ではないが、起業者が任意による調査をしたところ、希少動植物はなく、事業の施行による周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、埋蔵文化財については起業地内に遺跡分布は確認されていないことから、影響はないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選

定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の利便性や立地条件等がよい本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業の完成は、同町の将来像に沿った街づくりの先導的役割を担う重点施策であり、早期に本件事業を施行する必要性があると認められる。

また、地元住民から早期実現を求める要望書も提出されている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

みやき町役場 財政課

◎佐賀県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十三日から平成二十一年四月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七山唐津線	唐津市半田字川頭三五一九番一地从先から 唐津市半田字天神元三二五三番一地从先まで	平成二一・三・一三

◎佐賀県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十三日から平成二十一年四月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市木須町字宮ノ前三七六四番地先から 伊万里市松島町字搦七七〇番一地从先まで	平成二一・三・一四

◎佐賀県告示第八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定

により、平成二十年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収の事務を次の者に委託した。

平成二十一年三月十三日

佐賀県知事 中 川 豊

受託者の名称 及び所在地	財団法人地域総合整備財団 東京都千代田区平河町二丁目五番六号
代表者の氏名	黒崎 忠 昭

○ 公 告

平成21年1月21日付けで公告した平成21年度警備員検定の実施の一部を次のとおり変更します。

平成21年3月13日

佐賀県公安委員会
委員長 山 口 久 美 子

変 更 前	変 更 後
2 検定試験の日時及び場所 (1) 日時 平成21年4月21日(火曜日) 8時30分 から16時30分まで (2) 場所 コースピアさが(佐賀市大和町大字久池井327番地)	2 検定試験の日時及び場所 (1) 日時 平成21年4月21日(火曜日) 9時から17時まで (2) 場所 メートラザ佐賀(佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1)

(参考)変更後の内容

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務2級
- 2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成21年4月21日(火曜日) 9時から17時まで

(2) 場所

メートラザ佐賀(佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1)

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員

5 受検定員

30人(先着順とする。)

6 検定申請手続

(1) 検定申請書の受付期間

平成21年3月12日(木曜日)から平成21年3月19日(木曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。

(3) 提出書類

<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。 なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、13,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話番号0952 - 24 - 1111 内線3033又は3034）</p>	
--	--

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社